

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの基本方針として次の事項を定め、その充実および中長期的に企業価値の向上に努め、事業活動を通して社会に貢献してまいります。

- ・経営の透明性、健全性、遵法性の確保
- ・株主をはじめとする全てのステークホルダーへの適時適切な情報開示ならびにアカウンタビリティの明確化

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

当社は、機関投資家や海外投資家の比率が相対的に低いため、議決権電子行使プラットフォームの利用や株主総会招集通知の英訳を行っておりません。将来的には、株主構成比を考慮して議決権電子行使プラットフォームの利用等や株主総会招集通知の英訳を進めてまいります。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(3) 当社の取締役、執行役員の報酬は、月額報酬と賞与により構成されております。取締役の報酬については、株主総会にて決議された限度枠内で、各取締役の職位に基づき算定し、取締役会で決議しております。執行役員の報酬については、取締役会で決議しております。その算定にあたっては、取締役の月額報酬とのバランス、個々の業務能力の評価等を総合的に勘案して決定しております。社外取締役の報酬については、業務執行から独立した立場であり、一定の金額の基本報酬のみ支給しております。また、取締役(社外取締役は除く)は、中長期的な業績を反映させる観点から、月額報酬の一定額以上を抛出し、役員持株会を通じて自社株式を購入することとし、購入した株式は在任期間中そのすべてを保有しております。

【補充原則4-1-3】

取締役候補者、重要人事については、適切な手順を踏まえ候補者を選定のうえ、取締役会で決議しております。今後は、透明性の高い後継者指名体制を検討してまいります。

【補充原則4-10-1】

当社は、独立社外取締役を3名選任しております。独立社外取締役の員数は、取締役会の過半数には達していませんが、会社経営に関する豊富な知識・経験や、財務および会計に関する専門的な見識を活かして、取締役会において意見を述べるなど、経営の透明性と客観性の向上に向けた助言・提言を適宜行っております。当該体制により、当社は、取締役会の機能の独立性・客観性を確保しており、経営陣幹部および取締役の指名・報酬等に係る任意の諮問委員会は設置していませんが、将来的には、経営陣幹部および取締役の指名・報酬等の決定に際して、事前に社外取締役から意見を聴取する体制を検討してまいります。

【補充原則4-11-3】

取締役会の実効性評価につきましては、今後、取締役会の機能を向上させるという観点から、評価手法も含め検討してまいります。また評価結果に係る開示内容についても検討課題と認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. 政策保有株式】

(保有目的)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、取引関係の維持強化、安定的な資金調達等の経営戦略の一環として、必要と判断する株式を保有することがあります。個別の株式を保有する適否については、配当等投資収益、取引を通じた関連収益等を基準とした定量評価および企業価値向上に資するか否かの定性評価を行い、毎年、取締役会で継続保有の可否を検証し、保有意義の希薄化或いは経済合理性に見合っていない銘柄については、調整の上、縮減を図ります。

(議決権行使)

保有株式に係る議決権行使について、当該議案が保有先企業の企業価値の毀損に繋がるものではないか等を確認し、保有先企業の状況等を総合的に勘案した上で、賛否を判断し議決権を行使いたします。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、取締役会規程の定めにより、取締役および執行役員との取引ならびに主要株主との重要な取引を行おうとする場合は、取締役会で審議・決議を要することとしております。また、取締役業務執行確認書により、取締役の競業取引および利益相反取引について確認を行っております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定給付型企業年金を採用していません。当社は、従業員の安定的な資産形成のため、確定拠出型企業年金を採用しておりますが、当該年金においては、各従業員が運用を行っております。人事担当者は、当該年金の加入者に対して定期的に教育を実施しております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1) 株主総会招集通知、決算説明会資料等にて事業戦略、中期目標について説明しており、当社ウェブサイトにて開示しております。

株主総会招集通知: <http://www.satori.co.jp/ir/stock/meeting.html>

決算説明会資料: <http://www.satori.co.jp/ir/library/presentation.html>

(2) 上記「1. 基本的な考え方等」に記載のとおりです。

(3) 上記「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」のとおりです。

(4) 経営陣幹部の選任および取締役候補者の指名にあたっては、的確かつ迅速な意思決定が可能な員数および経営陣幹部・取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、適材適所の観点より総合的に検討を行っております。

また、監査役候補者の指名にあたっては、財務・会計、法務に関する知見、当社事業に関する知識および企業経営に関する多様な視点等のバランスを確保しながら、適材適所の観点から、総合的に検討を行っております。上記方針に基づき、(監査役候補者については、監査役会における審議・同意を経た上で)取締役会において審議・決議し、株主総会に付議しております。なお、経営陣幹部がその機能を十分に発揮していないと認められる場合については、社外取締役に対して解任事由等の事前説明を行い、適切な助言を得た上で取締役会において審議・決議し、株主総会に付議することとしております。

(5) 経営陣幹部の選解任と取締役候補者および監査役候補者の指名を行う際の個々の選解任・指名理由を株主総会招集通知(参考書類)に記載しております。

【補充原則4-1-1】

当社は、取締役会規程において法令・定款に基づく取締役会の決議事項を定めているほか、重要な事項については金額基準などを設け、取締役会の決議事項の内容を定めております。また、当社では、執行役員制度を導入しており、執行役員は執行役員規程、業務分掌規程および職務権限規程に基づき、外部環境の変化に迅速に対応できる体制で経営にあっております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえた「社外役員の独立性に関する判断基準」を定め、当社ウェブサイトにて開示しております。

社外役員の独立性に関する判断基準: <http://www.satori.co.jp/ir/strategy/governance.html>

【補充原則4-11-1】

当社は、取締役候補に関しては、取締役会による的確かつ迅速な意思決定が可能な員数および取締役の知識・経験・能力のバランスを考慮し、適材適所の観点より、総合的に検討した上で指名しております。

【補充原則4-11-2】

当社は、社外取締役および社外監査役の他社での兼職は4社程度を合理的な範囲であると判断しております。なお、兼職状況につきましては、株主総会招集通知(事業報告、参考書類)および有価証券報告書で開示を行っております。

【補充原則4-11-3】

上記「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」のとおりです。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役および監査役に対しては、その役割と責務を果たすために必要となる知識および情報を取得することを目的に、外部研修やセミナー等を受講できる仕組みを提供しております。社外取締役および監査役に対しては、必要に応じて会社の事業、財務、組織等に関する知識および情報等を提供しております。

また、新任取締役および監査役に対しては、経験および経歴等を踏まえ、期待される役割と責務を果たすために必要となる知識および情報を取得するための機会を提供しております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、代表取締役が統括し、IR担当役員および経営企画室のIR担当者がこれを補佐しております。アナリスト・機関投資家に対しては、第2四半期決算、本決算後の決算説明会開催や、個別取材の要請に対応するとともに、株主に対しては、株主総会後の事業方針説明会・展示会において対話を行っております。また、当社ウェブサイトには決算説明会資料(動画配信あり)、事業方針説明会資料および各種開示資料を掲載しております。

決算説明会資料: <http://www.satori.co.jp/ir/library/presentation.html>

事業方針説明会資料: <http://www.satori.co.jp/ir/stock/meeting.html>

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
加賀電子株式会社	824,100	5.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	617,000	3.74
株式会社三井住友銀行	587,482	3.57
株式会社三菱UFJ銀行	583,334	3.54
株式会社オフィス佐島	515,400	3.13
株式会社STRマネージメント	515,400	3.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	496,500	3.01
日本電気株式会社	358,500	2.17
佐島電機社員持株会	323,841	1.96
佐島經子	289,078	1.75

支配株主(親会社を除く)の有無

———

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

1. 上記は2018年5月31日現在の状況であります。
2. 上記のほか、当社名義の自己株式が、1,491千株あります。
3. 2015年12月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友信託銀行株式会社およびその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社が、2015年11月30日現在、それぞれ、674千株(株式所有割合3.76%)、93千株(株式所有割合0.52%)の当社株式を保有している旨が記載されておりますが、当社として2018年5月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には反映していません。
4. 2018年4月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループおよびその共同保有者が、2018年4月9日現在、株式会社三菱UFJ銀行583千株(株式所有割合3.25%)、三菱UFJ信託銀行株式会社345千株(株式所有割合1.93%)、三菱UFJ国際投信株式会社52千株(株式所有割合0.29%)、エム・ユー投資顧問株式会社18千株(株式所有割合0.10%)の当社株式を保有している旨が記載されておりますが、当社として2018年5月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には反映していません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	5 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	その他の取締役
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
福田 修一	他の会社の出身者								△			
下村 定弘	他の会社の出身者								△			
多和田 英俊	公認会計士								△			
岩波 利光	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福田 修一	○	福田修一氏は、2006年3月まで、オプトレックス株式会社(現 京セラディスプレイ株式会社)の代表取締役社長でした。当社は、同社と電子部品の仕入等の通常の営業取引関係がありますが、その規模・性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。 なお、同氏が取締役会長を務めるEDT-Japan株式会社と当社との間には、取引関係はありません。	福田修一氏は、国内外の会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の業務執行に対する監督機能強化の確保に資すると判断し、社外取締役として選任しております。 なお、当社と同氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、同氏を独立役員に指定しております。

下村 定弘	○	下村定弘氏は、2013年12月まで、パナソニック デバイス販売株式会社の取締役副社長でした。当社は、同社と制御機器・FA部品の仕入等の通常の営業取引関係がありますが、その規模・性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。 また、同氏は、2017年6月まで、パナソニック エクセルスタッフ株式会社(現 パーソル パナソニック HRパートナーズ株式会社)の顧問でした。当社は、同社と労働者派遣契約に基づく取引関係がありますが、その規模・性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。 なお、同氏が取締役を務める東和ライティング株式会社と当社との間には、取引関係はありません。	下村定弘氏は、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の業務執行に対する監督機能強化の確保に資すると判断し、社外取締役として選任しております。 なお、当社と同氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、同氏を独立役員に指定しております。
多和田 英俊	○	多和田英俊氏は、2014年6月まで、有限責任 あずさ監査法人のパートナーでした。同法人は、当社の会計監査人であり、当社は、同法人に対して、監査契約に基づく監査報酬を支払っておりますが、当該報酬の金額は、同法人にとって、当社への経済依存度が生じるほどに多額ではなく、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。 なお、同氏が所長を務める多和田公認会計士事務所ならびに社外取締役を務める株式会社KSKと当社との間には、いずれも取引関係はありません。	多和田英俊氏は、長年にわたる公認会計士としての豊富な監査経験と財務および会計に関する専門的な見識を有しており、当社の業務執行に対する監督機能強化の確保に資すると判断し、社外取締役として選任しております。また、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 なお、当社と同氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、同氏を独立役員に指定しております。
岩波 利光		岩波利光氏は、2012年5月まで、日本電気株式会社の代表取締役執行役員副社長であり、2012年6月から2018年6月まで、同社の特別顧問でした。当社は、同社と電子機器および電子部品の仕入および販売の通常の営業取引関係がありますが、その規模・性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。	岩波利光氏は、会社経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の業務執行に対する監督機能強化の確保に資すると判断し、社外取締役として選任するものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- ・当社監査役会は、監査の信頼性を高めるべく、監査役と会計監査人との定例の情報交換会（年6回程度）を実施する他、実地棚卸や事業所等の監査においても監査役が同行し、意見交換を行っております。
- ・当社は、内部監査部門として代表取締役直轄の内部監査室を設置しております。
- ・監査役と内部監査室は、監査の実効性と効率性を高めるため、内部監査室が策定する年間監査計画と内部監査結果の聴取を通じて情報の共有や重複監査の回避など、求められる要件を具備すべく、定期的に意見交換を実施することで連携の強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名
------------------------	----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中里 猛志	公認会計士										△			
佐藤 伸一	弁護士										○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中里 猛志	○	中里猛志氏は、2009年6月まで、あずさ監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）の代表社員でした。同法人は、当社の会計監査人であり、当社は、同法人に対して、監査契約に基づく監査報酬を支払っておりますが、当該報酬の金額は、同法人にとって、当社への経済依存度が生じるほどに多額ではなく、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。 なお、同氏が所長を務める中里猛志公認会計士事務所、財務担当常勤理事を務める学校法人明治大学、社外取締役を務めるクニミネ工業株式会社と当社との間には、いずれも取引関係はありません。	中里猛志氏は、公認会計士としての豊富な経験や企業の財務・会計に関する専門的な知識および経験を有しており、当社の経営の透明性向上とコーポレート・ガバナンスの強化が期待できることから、社外監査役として選任しております。また、同氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 なお、当社と同氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、同氏を独立役員に指定しております。
佐藤 伸一	○	佐藤伸一氏は、真山・茶谷法律事務所に所属する弁護士であります。同事務所は、当社の顧問法律事務所であり、当社は、同事務所に対して、顧問契約に基づく顧問報酬を支払っておりますが、当該報酬の金額は、同事務所にとって、当社への経済依存度が生じるほどに多額ではなく、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。	佐藤伸一氏は、弁護士としての経験により培われた専門的な知識および経験を有しており、その専門的見地からの助言を期待し、社外監査役として選任しております。また、同氏は、会社経営に直接関わったことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 なお、当社と同氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、同氏を独立役員に指定しております。

独立役員関係

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	その他
-------------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

社外取締役を除く取締役は、中長期的な業績を反映させる観点から、月額報酬の一定額以上を抛出し、役員持株会を通じて自社株式を購入し、在任期間中はそのすべてを保有しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

- 報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬額を開示しておりません。
- 報酬等の総額を株主総会招集通知 (事業報告) および有価証券報告書にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	あり
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、株主総会において決定した報酬総額の限度内で、会社業績および個人の貢献度を勘案し、取締役会にて決定しております。また、監査役の報酬等については、株主総会において決定した報酬総額の限度内で、監査役の協議にて決定しております。
なお、社外取締役を除く取締役については、中長期的な業績を反映させる観点から、月額報酬の一定額以上を抛出し、役員持株会を通じて自社株式を購入し、在任期間中はそのすべてを保有することとしております。

[社外取締役 (社外監査役) のサポート体制]

- 社外取締役
社外取締役をサポートする専任スタッフは配置しておりませんが、取締役会の審議案件について、取締役会の事務局である総務部門のスタッフを中心として、事前の資料配布および説明の実施に努める等、適時、サポートを行っております。
- 社外監査役
社外監査役を含む監査役の職務遂行の補助者として、専任スタッフを配置しており、当該専任スタッフが監査役会および取締役会の審議案件について、事前の資料配布および説明の実施に努める等、適時、サポートを行っております。

四半期毎に、監査役会と代表取締役および社外取締役との間で意見交換会を実施しており、当社の経営方針、経営計画、決算見込、仕入先および同業他社の状況、その他経営課題ならびに監査役監査の実施状況等について、相互に情報共有を図っております。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
----	----	----	----	----	----

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0 名
--------------------------	-----

その他の事項

相談役・顧問等について、社内規程に基づく制度はありますが、現在、代表取締役社長等を退任した者で、その対象となる者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 現状の体制の概要

- (1) 当社は、監査役制度を採用しており、取締役会と監査役・監査役会による業務執行の監督および監視を行っております。
- (2) 当社の取締役会は、2018年8月23日現在、取締役8名（うち社外取締役4名）で構成しております。また、当社は、執行役員制度を導入しており、取締役会による意思決定と執行役員による業務執行の役割を分離したことにより、取締役会の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図っております。
- (3) 取締役会は、原則として毎月1回開催しており、法令および定款その他社内規程で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役相互に職務執行状況を監視しております。
- (4) 当社の経営の基本方針および経営戦略に関わる重要事項については、代表取締役、取締役、常勤監査役、国内子会社の社長、その他代表取締役が指名した執行役員で構成される連結経営会議において審議を行ったうえで、取締役会でその可否を決定しております。また、連結経営会議を通じて当社の重要事項を子会社に伝達するとともに、子会社に関わる重要事項についても連結経営会議において審議を行っております。連結経営会議は、原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。

2. 内部監査

内部監査部門として、代表取締役直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室は5名のスタッフで構成しており、法令ならびに社内規程に基づき各部門の業務監査を中心に組織的かつ計画的に実施し、その監査結果を代表取締役に報告しております。また、会計監査人との連携を保ちながら、財務報告に係る内部統制の整備ならびに運用の評価を行っております。内部統制の状況については、定期的に取締役会への報告および監査役との定例会議を開催し、課題や情報の共有化に努めております。

3. 監査役監査

監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名の3名で構成され、社外監査役には当社の経営を専門的見地から監視・検証できる人材を選任しております。監査役は取締役会に出席し適宜必要な発言を行うとともに、原則として毎月1回開催される監査役会において、監査に関する重要な事項の協議または決議を行っております。

各監査役は、監査役会で決定した監査方針、監査計画、監査の方法、監査業務の分担に基づき、取締役会その他重要な会議に出席するほか、代表取締役との定例会議、取締役等からの業務執行状況の聴取ならびに稟議書をはじめ重要な書類の閲覧等により、取締役の業務執行を客観的な立場からの監視を行っております。監査役は職務遂行を補佐するために、必要な知識、能力を有する監査役スタッフ1名を配置しております。更に、内部監査部門および会計監査人との連携を図り監査役監査の実効性の確保に努めております。

4. 会計監査

会計監査人については、有限責任 あずさ監査法人に委嘱し、継続して会社法監査および金融商品取引法監査を受けており、当社は正確かつ迅速な経営情報・財務情報の提供に努めております。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 齊藤文男氏（継続監査年数3年）

指定有限責任社員 業務執行社員 富永淳浩氏（継続監査年数5年）

また、当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他10名であります。

当社では、前述のとおり会社法、金融商品取引法で定められた監査役監査、会計監査人監査に加え、内部監査を含めた三様監査体制を取り、各々が相互連携の下にコーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を監督する機能を取締役会が持つことにより、経営効率の向上と的確かつ戦略的な経営判断が可能な経営体制をとっております。さらに取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、社外取締役4名を選任するとともに、監査役3名中2名を社外監査役としています。

社外取締役の福田修一および下村定弘の両氏は、会社経営に関する豊富な知識、経験に基づく意見を述べるなど、経営の透明性と客観性の向上に向けた助言・提言を適宜行っております。また、社外取締役の多和田英俊氏は、公認会計士としての見地から専門的な知識や豊富な経験に基づき経営に関する有益な助言・提言を行っております。

社外取締役の岩波利光氏は、会社経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の業務執行に対する監督機能強化の確保に資すると判断し、社外取締役として選任するものであります。

社外監査役の中里猛志氏および佐藤伸一の両氏は、それぞれ公認会計士、弁護士の見地から意見を述べるなど、当社のコンプライアンス経営を確保するために必要な助言・提言を行っております。

これらの体制により、十分なコーポレート・ガバナンスを構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2018年8月23日開催の定時株主総会につきましては、株主総会招集通知を8月3日に発送するとともに、7月27日には当社ウェブサイトへの掲載を行い、早期開示に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	2010年8月19日開催の第68期定時株主総会より、三井住友信託銀行提供の議決権行使サイトを通じて、電磁的方法による議決権行使が可能となっております。
その他	当社ウェブサイトには、株主総会招集通知等および決議通知に加え、第68期定時株主総会より、議案の議決結果について、臨時報告書を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャー・ポリシーを作成し、当社ウェブサイトに掲載しております。 ディスクロージャー・ポリシー： http://www.satori.co.jp/ir/strategy/disclosure.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算、本決算発表後に決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトのURLは http://www.satori.co.jp です。開示資料としては、決算短信、その他適時開示資料、決算説明会資料（動画配信あり）、有価証券報告書、内部統制報告書等があります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室が、担当部署であります。	
その他	当社ウェブサイト上に、過年度分のIR資料を掲載しております。また、機関投資家等からの個別取材の要請に、随時応じております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「佐島グループ企業行動倫理規範」および「ディスクロージャー規程」において、情報開示の方針ならびに開示体制を定め、健全な証券市場への寄与と株主・投資家をはじめ、あらゆるステークホルダーからの確かな信頼と評価を得て、企業価値を高めることの重要性を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループ国内全事業所において「ISO14001」の認証を取得し、環境への取り組みを積極的に行っております。 また、当社グループの設計・開発部門、製造部門および物流部門において「ISO9001」の認証も取得し、品質の向上を図っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営の透明性を確保するため、「適時開示規則」に定める重要事実ならびに他の投資判断に大きな影響を与えると思われる事項の積極的かつ公平な適時開示の取り組みを、「ディスクロージャー規程」において明文化しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針を次のとおり定めております。

<業務の適正を確保するための体制>

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社および当社の子会社（以下「佐鳥グループ」という）における企業倫理の確立ならびに取締役および使用人による法令、定款、社内規程および社会規範の遵守を確保するため、基本的な取り組み方針を「佐鳥グループ企業行動倫理規範」に定めている。
- (2) 代表取締役を委員長とする「コンプライアンス・リスク委員会」を設置し、佐鳥グループ全体のコンプライアンス体制の整備および維持を図ることとし、必要に応じて取締役および使用人に対する啓発活動や研修を行う。
- (3) 代表取締役直轄の内部監査室は、佐鳥グループ各社に対して定期的に内部監査を実施し、佐鳥グループの全ての業務が法令、定款、社内規程に準拠し、適正かつ妥当に行われているかを監査する。
- (4) 取締役は、佐鳥グループにおける重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役および代表取締役に報告するとともに、遅滞なく連結経営会議において報告する。
- (5) 「社内通報規程」に基づき、法令違反その他社会倫理上疑義のある行為等について、佐鳥グループの使用人が人事部門および社外の弁護士に直接通報する制度を設置・維持し運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規則」に基づき、その内容に応じて適切かつ検索性の高い状態で確実に保存・管理する。

また、当該情報の取扱いについては、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、適切なセキュリティを実施する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 佐鳥グループにおけるリスク管理の基本的事項を「リスク管理規則」に定め、当該規則に基づく管理を、次のとおり実施する。
- (2) 佐鳥グループのリスクの分類毎に担当部署を定め、各担当部署は、当該リスクの予防に関する方策を立案し、その実行にあたるとともに、リスク管理状況を継続的にモニタリングする。
- (3) リスクが現実生じた場合における緊急時対策、損害拡大防止対策、復旧対策および再発防止対策を内容とする諸規程を整備し、迅速かつ適切に対処することにより損失の最小化に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時取締役会を月1回開催するほか、佐鳥グループの経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、事前に代表取締役、取締役、常勤監査役、国内子会社の社長、その他代表取締役が指名した執行役員によって構成される連結経営会議の審議を経て業務執行の決定を行う。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」および「職務権限規程」等において、担当部署、責任者および執行手続きを定める。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「佐鳥グループ企業行動倫理規範」を佐鳥グループ全体の行動規範とし、企業集団としての業務の適正と効率化を確保するために必要な諸規程を整備し、実施する。
- (2) 子会社は、「子会社管理規程」に定める事項につき、当社の事前承認および当社への報告を要する。なお、子会社は、当社の子会社に対する経営管理および経営指導が法令に違反し、社会通念上疑義があると認めたときには、監査役に報告し、当社に対し意見を述べることができる。
- (3) 内部監査室は、佐鳥グループ各社に対して内部監査を実施し、佐鳥グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
- (4) 佐鳥グループは、金融商品取引法の定めに従い、財務報告の信頼性を確保するため、健全な内部統制環境の確保に努め、全社レベルで統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努める。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会は、任命された使用人に対し、監督業務に必要な事項を指示することができ、当該使用人は指示された監査業務に関する一切の行為について、取締役の指揮命令を受けない。

当該使用人の人事異動および人事考課等については監査役会の事前の同意を得た上で決定するものとし、当該使用人の取締役からの独立を確保する。なお、当該使用人は業務の執行に係る役職を兼務しない。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会その他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、連結経営会議等重要な会議または委員会に出席するとともに、主要な稟議その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて佐鳥グループの取締役、監査役または使用人（以下「役職員」という）に説明を求めることとし、当該役職員は速やかに適切な報告を行う。
- (2) 当社は、佐鳥グループの役職員が法令等の違反行為等、佐鳥グループに著しい損害をおよぼすおそれのある事実について発見したときは、直ちに当社監査役または監査役会に報告する体制を整備する。
- (3) 当社は、監査役へ報告を行った佐鳥グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を佐鳥グループの役職員に周知する。
- (4) 監査役会は、代表取締役、社外取締役、内部監査室、会計監査人および子会社の監査役と定期的に意見交換会を開催する。
- (5) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

1. コンプライアンス体制について

当社が定める「佐鳥グループ企業行動倫理規範」の周知徹底を目的として、階層に応じた社内研修を半期に一度実施し、法令ならびに社内規程に対する遵守意識の向上を図りました。

2. リスク管理体制について

「コンプライアンス・リスク委員会」を半期に一度開催し、当社グループにとって重要なリスクについて、その影響度を踏まえ、対応策等の検討ならびに情報共有を図っております。また、企業活動に重大な影響を及ぼす恐れがある緊急事態が発生した場合には、「リスク管理規則」に則って対応しております。なお、自然災害等により生じる損害の拡大防止および損失の最小化を目的として当社が定めているBCP（事業継続計画）について、その実効性を高めるため、継続的に内容の見直しを実施しております。

3. グループマネジメントについて

グループマネジメントについては、「子会社管理規程」に基づき、子会社の経営管理の統一に努めており、当社グループの経営方針および経営戦略に関する重要事項については、連結経営会議において事前に審議および決定しております。また、内部監査室は、監査計画に基づき当社グループの全部門の監査を定期的実施しており、当該監査の実施結果に基づき、各部門の課題を確認し、適時、改善を求めるとともに、四半期に一度、各部門の課題ならびに監査の進捗状況を取締役に報告しております。

4. 監査役の職務執行状況について

監査役は、監査役会において策定した監査方針および監査計画に基づき、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、当社および子会社の取締役から、取締役および使用人の職務遂行状況等について随時報告を受けております。また、会計監査人および内部監査室とは、定例の情報交換会に加えて必要に応じて適宜、監査活動に関する意見交換を、社外取締役とは、四半期に一度の定例会議において意見交換をそれぞれ実施し、連携を図っております。なお、当社は、監査役の職務の執行を補助するための使用人を1名配置しております。

参考資料「模式図」：巻末「添付書類」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

佐鳥グループは、「佐鳥グループ企業行動倫理規範」において、「反社会的勢力の排除」および「誠実で倫理的な企業行動」を基本方針として掲げており、当該倫理規範に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これと一切の関係を遮断する。

2. 整備状況

- (1) 佐鳥グループは、「コンプライアンス・リスク関係諸規程」において、コンプライアンス・リスク委員会を頂点とした管理体制と反社会的勢力に対する対応統括部署を明文化し、不当要求防止責任者を設置している。
- (2) 当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、警察等関係機関との緊密な連携体制を構築している。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 適時開示に係る当社の基本姿勢

当社は、「ディスクロージャー規程」を制定しており、企業情報の積極的かつ公平な適時開示は健全な証券市場への寄与と、あらゆるステークホルダーからの確かな信頼と評価を得るための重要な責務と認識しております。

また、内部情報の情報漏洩およびインサイダー取引の未然防止に対しても「佐島グループ企業行動倫理規範」を定め、情報管理を徹底する社内体制を築いております。

2. 適時開示の基準

当社では、金融商品取引法等の諸法令（以下「諸法令」という）ならびに、東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示規則」という）」に沿って情報の開示をおこないます。

また、諸法令ならびに適時開示規則に該当しない情報であっても、当社の理解に有効であると思われる情報については積極的な開示につとめます。

3. 適時開示に係る社内体制

(1) 適時開示に係る横断的な社内の管理体制

- | | |
|------------|---|
| ア. 総責任者 | 代表取締役 |
| イ. 情報取扱責任者 | IR担当役員 |
| ウ. 指導責任者 | IR部門の部門長 |
| エ. 情報管理者 | 総務部門、法務部門、人事部門、経理部門、IR部門および総責任者が指名する部門長 |
| オ. 情報開示担当者 | IR部門の所属員 |

(2) 情報管理者は、実務に精通した立場から適時開示およびコンプライアンス・リスクに該当する所管の情報について、当該情報を収集・整理し、指導責任者またはコンプライアンス・リスク委員会に報告すると共に、その取り扱いについては厳重に管理しております。

(3) 指導責任者は、情報を収集・管理し、開示要件に該当すると判断されるものについては総責任者に報告しております。

(4) コンプライアンス・リスク委員会は開示要件に該当すると判断されるものについては取締役会に報告しております。

(5) 総責任者は、取締役会への上申および連結経営会議への報告をおこなう。ただし、「決算情報」および「発生事実」については、総責任者の判断による情報開示の後、取締役会に事後報告とする場合があります。

(6) 総責任者または取締役会は開示の判断を行っております。

(7) 情報開示担当者は、情報取扱責任者および指導責任者の指示に基づき、開示実務を行っております。

4. 開示までの手続き

(1) 情報の収集および管理

適時開示すべき情報を迅速に、かつ網羅的に収集し、当該情報を整理・管理しております。

(2) 適時開示の分析・判断

適時開示規則、関係法令等を遵守し、正確性を確保したうえで、明瞭かつ投資判断として十分な情報が記載された開示資料の作成を行い、会社として公式な承認・決定等を行っております。

(3) 開示資料の公表

開示資料の公表にあたっては、公平性に配慮し、積極的に対応しております。

5. 情報開示の方法

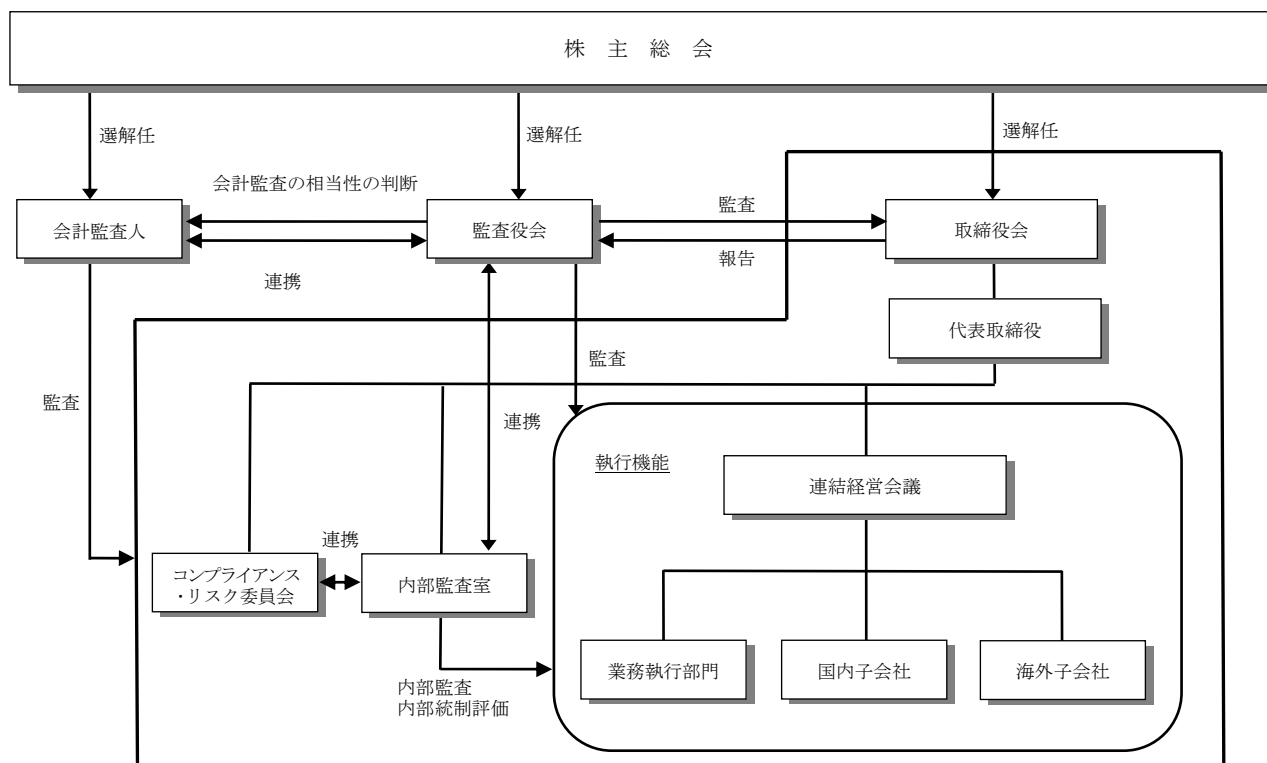
(1) 上場証券取引所の定める適時開示規則に従い、会社情報を適時開示情報伝達システムに登録・開示しております。

(2) 金融商品取引法に従い、有価証券報告書等の開示書類を電子開示システムに登録・開示しております。

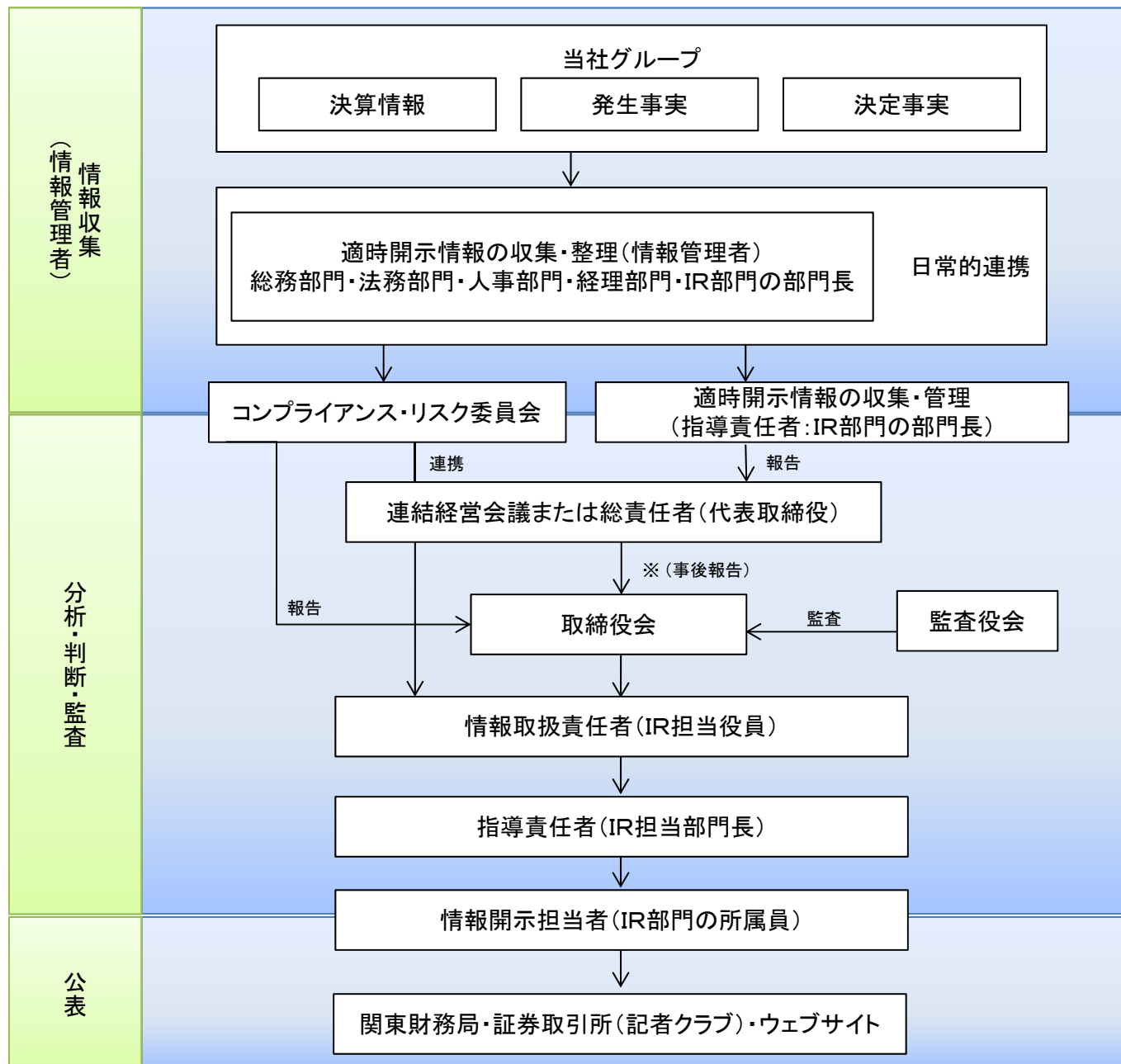
(3) 報道機関に対し、会社情報を開示しております（東京証券取引所 兜倶楽部内での資料投函）。

(4) 前各号の公開後、必要なものは当社ウェブサイトへの掲載により開示しております。

コーポレート・ガバナンス体制概要図



[適時開示体制図]



※「決算情報」および「発生事実」については、総責任者の判断による情報開示の後、取締役会に事後報告とする場合があります。

対象となる開示情報

(1)法定開示

①金融商品取引法に基づく開示

企業内容等の開示(有価証券報告書、四半期報告書、内部統制報告書、臨時報告書等)

公開買付の開示(公開買付届出書、意見表明報告書等)

株券等の大量保有の状況に関する開示(大量保有報告書、変更報告書等)

②会社法に基づく開示(計算書類・連結計算書類、事業報告、附属明細書等)

(2)適時開示

証券取引所の規則に基づく開示

決定事実(株式等の発行、自己株式の取得、配当、合併、会社分割、株式交換、事業譲渡・譲受け、業務提携、代表者の異動、決算期変更、定款の変更等)

発生事実(災害に起因する損害、訴訟の提起又は判決等、債権の取立て不能、取引先との取引停止、保有有価証券の含み損等)

決算情報(決算内容、業績・配当予想の修正等)

子会社に関する情報

コーポレート・ガバナンスに関する事項